

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成18年 8月 14日

確定拠出年金がスタートして、今年の10月で5年目を迎えます。制度の見直しも予想されますが、現行制度で加入者にとって特に注意して頂きたいことを列挙いたしました。

確定拠出年金、加入後の諸注意

退職時（後）の手続きについて

[企業型]確定拠出年金（以下[企業型]）に加入していて、会社を退職する場合、手続きには3通りの方法があります。

転職先が[企業型]を導入していれば、年金資産を転職先に全て移換する方法となります。

[企業型]の加入者が再就職をせず、自営業者等（第1号被保険者）になる場合、または転職先が[企業型]や企業年金制度（厚生年金基金・適格退職年金等）がない場合は新たに自分で加入（拠出）していくか、加入をせず運用指図者として運用のみをしていく方法となります。また、企業年金制度がある場合や、結婚して第3号被保険者になった場合は[個人型]確定拠出年金（以下[個人型]）には加入はできず、運用指図者として運用のみをしていく方法となります。脱退一時金の請求を行う方法です。但し脱退一時金の請求には次に掲げるいずれの要件も満たしていることが必要です。

- ・ 60歳未満であること
- ・ [企業型]の加入者でないこと
- ・ [個人型]の加入者となる資格がないこと
- ・ 障害給付金の受給権者でないこと
- ・ 通算拠出期間（ ）が1ヶ月以上3年以下であること（ [企業型]加入者期間、及び [個人型]加入者として掛金を拠出した期間を合算した期間） または年金資産が50万円以下であること
- ・ 最後に[企業型]加入者又は[個人型]加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

また、他の制度に資産を移す際や脱退一時金を受給する場合、[企業型]規約により事業主返還金（勤続年数3年未満の場合）が発生することがありますので、ご注意ください。

「その他の者」にならないために

上記の退職時の手続きを何もせず、退職後6ヶ月を経過すると、自動（強制）移換（自動受換）され「その他の者」となり下記のような不利を被ることになりますので、退職時の手続きは退職前後に早めに行う必要があります。

- ・ 年金資産が国民年金基金連合会に移換され「その他の者」となり、運用がストップしてしまいます。
- ・ 自動移換する時・「その他の者」の期間・「その他の者」から[企業型]・[個人型]に移換する際それぞれ手数料がかかります。
- ・ 受給権者となりうる状態になっても、年金を受けることは出来ないこともありえます。
- ・ 通算加入者期間に「その他の者」の期間は算入されません

住所・氏名等の変更届を忘れずに

住所・氏名等が変更になった場合、「個人別管理資産額のお知らせ」、「老齢給付金受給権取得のご案内」等の郵便物が届かないことも考えられますので、変更があった場合は速やかに変更届を提出してください。

60歳到達者になった場合

確定拠出年金は原則60歳から受給資格が得られますが、通算加入者期間が満たない場合は、下記の受給資格が満たすまで運用指図者となり、受給資格要件を満たした段階で老齢給付金の請求が出来ます。

尚、通算加入者期間には60歳までの運用指図者の期間も加算されます。

請求時の年齢	受給資格を満たす通算加入者期間
60歳以上61歳未満の者	10年
61歳以上62歳未満の者	8年
62歳以上63歳未満の者	6年
63歳以上64歳未満の者	4年
64歳以上65歳未満の者	2年
65歳以上の者	1月

以上

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。